

# インターネットで医療費控除の申請が可能です

国税電子納税・申告システム「e-Tax」で医療費控除の申請ができるようになりました。「e-Tax」を使用すると、インターネット上で確定申告を行うことができます。

申請に必要な医療費データは「Pep Up」からダウンロードいただけます。

## 医療費控除とは？

医療費控除とは、1年の間に本人および生計を一にする家族のために支払った医療費が一定額を超える時に、受けることができる所得控除です。

支払った医療費の総額が10万円を超える場合などが適用になります。詳しい条件や対象となる医療費は、以下の国税庁のホームページをご確認ください。

【医療費を支払ったとき】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

# 医療費データダウンロード手順 1/3

①以下のURLから「Pep Up」にログインします。

[https://pepup.life/users/sign\\_in](https://pepup.life/users/sign_in)



The screenshot shows the login interface for Pep Up. At the top left is the Pep Up logo. The main content area features the Pep Up logo again, followed by the text 'Eメールアドレス:' and a text input field with a placeholder '登録したEメールアドレス'. Below that is the text 'パスワード:' and a password input field with a placeholder '8文字以上のパスワード'. To the right of the password field is a link 'パスワードをお忘れの場合'. At the bottom of the form is a blue 'ログイン' button and a checkbox labeled 'ログイン状態を保持する'.

## 医療費データダウンロード手順 2/3

②メニューから「医療費・給付金」を選択し、クリックします。



## 医療費データダウンロード手順 3/3

③「国税電子申告(e-Tax)用医療費データのダウンロード」より、申請が必要な年度をクリックすると、データをダウンロードします。

※こちらのデータはe-Taxソフトでのみ読み込みが可能です。e-Taxを利用した申請方法の詳細は、以下の国税庁のホームページをご確認ください。

【e-Tax 個人でご利用の方】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

2016年11月 17,260円

Q もっと見る

国税電子申告(e-tax)用医療費データのダウンロード

2017年診療分 145,783円(10月診療分まで)
2016年診療分 34,975円
2015年診療分 63,827円
2014年診療分 218,456円
2013年診療分 3,750円

こちらからダウンロードしたデータを利用して、国税電子申告システム(e-tax)での医療費控除申請が可能です。  
データをダウンロードする前にこちらの注意事項を必ずお読みください。  
[医療費控除申請にあたっての注意事項](#)

※こちらは開発中の画面です。実際のものとは一部表示が異なる場合がございます。

## 医療費データを使用する際の注意点

・Pep Up上でダウンロード可能な医療費データは、病院を受診してから3～4ヶ月ほど反映にお時間をいただいております。そのため、申請時にデータの内容をご確認いただき、不足分はご自身で記入していただく必要がございます。

通院費など病院の窓口で支払った額以外についても、別途ご自身で記入してください。

※医療費控除の対象となる費用については以下をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

・Pep Up上でダウンロード可能な医療費データ内には、健康保険組合、自治体、保険会社からの給付金の記載はございません。そのため、給付金を受給した場合には「支払った医療費の額」から給付金の額を差し引いて、申請いただく様お願い致します。

※給付金の例：

保険会社からの保険金、公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費 等。

・医療費控除についてご質問がある場合には、最寄りの税務局までお問い合わせください。